平成２４年（フ）第１２号
三重県名張市緑が丘西338番地　北﨑治英方、居所滋賀県湖南市吉永上川原６－Ｂ207号室
債務者　山本　貴久
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２０８号
滋賀県近江八幡市多賀町701番地６
債務者　井原喜久子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県伊丹市荻野４丁目76番地１　ラポールⅢ105号、前住所兵庫県伊丹市荻野西２丁目２番23―208号
債務者　吹曽加代子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県宝塚市長谷字道谷１番地の116
債務者　木村タケ子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１０号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目９番38号
債務者　安部さよこ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７号
山口県下関市金比羅町31番６号
債務者　桑原　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県松山市古川北３丁目７番８号
債務者　松永　文惠
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
愛媛県松山市居相５丁目１番24号
債務者　原　　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
愛媛県今治市郷桜井２丁目７番34号
債務者　山本ナツ子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２７２８号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目57番地１　フローレンス那珂川Ａ201号
債務者　城野　博文
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５７号
福岡県久留米市東町５番地７　スコーレ久留米401
債務者　大石勢津子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４号
福岡県久留米市梅満町313番地３
債務者　野瀬早百合
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３４号
福岡県久留米市西町520番地２　県営住宅西町団地４棟104号
債務者　原薗　信子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８０号
福岡県八女市矢部村矢部1095番地１
債務者　石川　昌典
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０号
福岡県八女郡広川町大字一條27番地２
債務者　金立　久美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３２号
宮崎県日向市東郷町山陰甲360番地39
債務者　黒木　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1394番地４
債務者　竹島ルミ子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県鹿屋市朝日町11番31号　クレストリバー80―Ａ―510号、前住所鹿児島県霧島市国分中央５丁目12番27号
債務者　家村健太郎
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係